

17合併協第50号
平成17年11月10日

特別職報酬審議会 殿

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会
会長 小坂 櫨 男

特別職の報酬等の額及び手当の支給基準について（諮問）

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会特別職報酬等審議会設置規程第2条の規定により、下記の事項について意見を求めます。

記

意見を求める事項

- (1) 新市の常勤特別職の給料及び非常勤特別職の報酬の額
- (2) 新市の常勤特別職及び市議会議員の期末手当の支給基準
- (3) 新市の常勤特別職の退職手当の支給基準